

老人福祉施設設立計画書（大規模修繕に係る分） 作成要領

1 提出方法

オンラインで提出する場合

以下、URL「さいたま市電子申請・届出サービス」より計画書を提出すること。

https://apply.e-tumo.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=121637

窓口を持参する場合

（１）体裁

緑色のフラットファイル（A４Ｓ版）に標題等を記載し、書類を綴じる。

なお、書類のサイズは、A４版とする。



- ・ 各書類の間に仕切りとして白紙を挟み、これに（目次）の番号、文字等を記入したインデックスを見出しとして貼付する。

（２）提出部数 正本１部、副本７部

2 添付書類

- ① 老人福祉施設設立計画書
- ② 設立計画書参考資料
- ③ 老人福祉施設設立計画書添付書類一覧（目次）
- ④ 各添付書類を（目次）の順に。

3 書類作成にあたっての留意事項

- ・市に対して提出する書類（印鑑登録証明、身分証明、謄本、残高証明書等）
- ・法人と理事等の間で交わされる書類（就任承諾書、贈与契約書等）

→写し可〔行政機関が発行する印鑑登録証明、身分証明、謄本等や金融機関発行の残高証明等は計画提出時の前3ヶ月以内に発行されたものとする。〕

【A 土地・建物関係】

<共通>

○ 敷地の案内図

最寄り駅やバス停等の公共交通機関と位置関係が分かるものとし、これに建設予定地を赤色で示し、鮮明に分かるようにする。

また、案内図欄外等に、施設までの交通アクセスを記載すること。

◎ 交通アクセス記載例

・電車 〇〇線 〇〇駅 下車 徒歩約〇分 駅から施設までの実測距離 〇 k m
・バス 〇〇バス 〇〇バス停 下車 徒歩約〇分 バス停から施設までの実測距離 〇 k m

○ 登記事項証明書（土地及び建物）※土地、建物登記簿謄本

計画書提出日の前3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

○ 工程表

様式は自由とする。縦軸に各項目、横軸に時間（年度、月）として一枚の紙面に作成する。計画提出から工事竣工まで網羅するようにする。

2カ年事業となる場合は、1年目の工事進捗率についても分かるように表示すること。

縦軸の各項目は、補助金申請等手続き、その他必要な事務手続き、建物建設工事などに区分し、工事竣工日までの流れがよく分かるように作成する。

○ 設計図

詳細を詰めた図面とする。

図面は、配置図、平面図（各階、各室の施設種別、面積等を確認できるものであること。）、立面図（４方向）を添付すること。

施設種別ごとに色分けした平面図等とする。配置図に建物概要を記載すること。

建物の箇所ごとに、修繕の内容が分かるように記載すること。

◎建物概要の例

<建物概要>

- ・構造、規模：RC 造、耐火建築物
- ・階数：地上〇階塔屋 1 階
- ・建築面積：〇〇〇〇㎡
- ・各階床面積：PH 階 〇〇〇㎡
 - 4 階 〇〇〇〇㎡
 - 3 階 〇〇〇〇㎡
 - 2 階 〇〇〇〇㎡
 - 1 階 〇〇〇〇㎡
- ・延床面積：〇〇〇〇㎡
- ・施設別面積：特養 〇〇〇〇㎡
 - ショート 〇〇〇㎡
 - デイ 〇〇〇㎡
 - 診療所 〇〇〇㎡
 - 駐車場 〇〇〇㎡
- ・建ぺい率： %（許容建ぺい率 %）
- ・容積率： %（許容容積率 %）
- ・緑化率： %（許容緑化率 %）

各室面積表・面積按分表を添付すること。【様式A08（4）・様式A08（5）】

※計画書提出後の図面変更は、原則として、次年度以降の再提出及び再審査になるので留意すること。

○ 老朽度調査表

調査表の作成にあつては、１級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

○ 大規模修繕計画について

各種様式（指定様式）にて、修繕の必要性及び修繕期間中の入居者への対応を詳細に記入する。補助金を活用して整備を行う場合には、補助金の必要性についても記入すること。

なお、「当該施設における今後の整備（修繕）計画」（様式A08（7） - 3）につい

ては、修繕計画表を添付する。

※対象事業について

- ① 対象事業を十分確認すること。対象事業と認められないものは対象経費から除外する。

【対象となる整備】建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった居室、浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

- ② 建築後10年以上を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
- ③ ①及び②以外の大規模な修繕で特に必要と認められる工事

【基本的な考え方】

- ① 修繕工事は、経年劣化等により機能低下したものを機能回復するものを対象とする。機能を追加するものは対象事業と認められない場合がある。
- ② 設備の修繕は、原則として同等品を対象とする。
- ③ 内外装の修繕等で部分修繕が可能なものについては、該当部分のみ対象とする。該当部分外については、対象事業と認められない場合がある。

○ 修繕箇所の写真

施設の現況を撮影する。撮影した写真をA4版台紙に貼り付け、簡単な説明を記入する。また、撮影箇所を記載した平面図を添付する。

※簡単な説明：現在の状況及び対応など

【B 資金関係】

<自己財源及び補助>

○ 補助金概算額算出表

別添の「補助金概算額算出表」【様式B01】を利用し、整備年度ごと及び合計の補助金の概算額を算出する。

○ 施設運営収支計画表

介護保険人員基準等を熟知の上、施設運営に必要な収入、支出計画を【様式B04】を参考に作成すること。

また、作成区分は総括表、施設別、収入内訳及び支出内訳とし、作成単位は1年単位（初年度～5カ年目）とする。ただし、総括表については、別途20年分の収支計画表及び初年度分を1カ月単位で作成すること。

収入内訳及び支出内訳は、介護保険収入見込、人員・人件費計算などの区分で作成し、

資金収支計画書の積算根拠を示したものとすること。

ここで作成した年間支出の３カ月と法人事務費（設立準備委員会の開催経費、法人登記・各種不動産登記及び抵当権設定登記等の費用を始め、設立準備事務所設置費、近隣交渉費、水利組合分担金、職員雇用経費、職員研修経費など法人設立・施設開設までに事務上必要となってくる経費）が運転資金となる。

○ 寄附申込書

別添の【様式Ｂ０５】を用いる。

寄附者が理事長と同一の場合は、理事長以外の者に契約に係る権限を委任する必要があるので、「委任状」を作成する。

いつ寄附するかを明記する。

○ 資金を証明する書類（預金残高証明、借入金残高証明書、預金通帳等）

預金残高証明書及び借入金残高証明書の証明年月日は、計画書の提出日の前３ヶ月以内のものとする。

資金は現金しか認めない。（評価額が変動する有価証券や不動産の評価額では認めない。）

<医療機構・金融機関>

○ 独立行政法人・福祉医療機構借入関係

資金計画に福祉医療機構等の借入を予定している場合は、償還計画表【様式Ｂ０９・Ｂ１３】を借入先ごとに作成するとともに、それらを合算した償還計画表も作成すること。また、福祉医療機構が提供する「借入金算出内訳」と「福祉医療機構との相談記録（様式任意）」を添付すること。

福祉医療機構との協調融資を利用する場合にあつては、金融機関からの融資証明書を添付すること。

また、既に借入金がある場合は、償還計画表【様式Ｂ０９・Ｂ１３】を借入先ごとに作成すること。

【Ｄ その他】

○ 周辺住民への説明

周辺住民に対して計画を周知し、説明資料、資料配布対象者名簿等を作成する。

○ 関係機関との調整概要（記録）

給水・排水・農地・開発・建設・文化財等、当該計画に支障がないことを確認する上で必要な調整を全て終了していること。各行政機関、区画整理組合、土地改良区など、

何時どこの誰と協議し、どのような見解だったのか、また、見解をどのように計画に反映したのかの記録を【様式D 0 4】を使用し提出すること。

なお、排水にかかる調整概要には雨水排水計画図を添付すること。

修繕に伴いさいたま市以外から補助金等の交付を受けて取得した老人福祉施設等の補助財産について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄するため、補助金を交付した行政庁の承認を受ける必要がある場合は、当該行政庁と協議を行い、見解を添付すること。

【E 法人関係】

○ 役員一覧表、評議員一覧表

役職名、氏名（フリガナ）、生年月日、年齢。郵便番号、住所、電話番号、職業、特殊関係有無について、作成すること（様式は任意）。